

STOP! 不法就労



県内不法就労者数**全国ワースト**
約7割が農業に従事!!

(出入国在留管理庁統計)

【農業を営む皆様へ】

～不法滞在者や就労資格の無い外国人を雇うと～

- 不法就労助長で3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその両方を科せられることがあります。
- 在留カードの「在留期間（満了日）」欄や「就労制限の有無」欄を必ず確認してください。

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 TURNER ELIZABETH NAME	見本	
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F. 国籍・地域 米国 DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION	就労制限の有無 就労不可	
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号 ADDRESS	在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) 4年3月(2023年07月01日)	
在留資格 留学 STATUS Student	許可の種類 在留期間更新許可(東京出入国在留管理局長) ◆MOJ◆	
許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日	このカードは 2023年07月01日まで有効 です。 出入国在留管理庁長官 印	
PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD		



住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2019年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

(問い合わせ先)
茨城県警察本部
外事課・生活環境課
029-301-0110
若しくは最寄りの警察署へ